

# 第1章 災害予防計画

<b>第1節 防災意識の向上</b>	
1 防災教育	(風-1- 1)
2 過去の災害教訓の伝承	(風-1- 1)
3 防災広報の充実	(風-1- 2)
4 自主防災体制の強化	(風-1- 3)
5 防災訓練の充実	(風-1- 5)
<b>第2節 水害予防対策</b>	
1 水害予防計画	(風-1- 7)
2 高潮予防計画	(風-1-11)
3 ダム・ため池災害対策	(風-1-12)
<b>第3節 土砂災害予防対策</b>	
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	(風-1-14)
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	(風-1-15)
3 防災知識の普及啓発	(風-1-16)
4 市土保全事業の推進	(風-1-17)
5 孤立集落対策	(風-1-19)
<b>第4節 風害予防対策</b>	
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	(風-1-20)
2 農作物等の風害防止対策	(風-1-21)
3 電力施設風害防止対策	(風-1-23)
4 通信施設風害防止対策	(風-1-23)
5 水道施設の風害による停電対策	(風-1-23)
6 共同溝・電線共同溝等の整備	(風-1-24)
<b>第5節 雪害予防対策</b>	
1 道路雪害防止対策	(風-1-25)
2 農作物等の雪害防止対策	(風-1-25)
3 電力施設雪害防止対策	(風-1-27)
4 通信施設雪害防止対策	(風-1-27)
<b>第6節 火災予防対策</b>	
1 火災予防に係る立入検査	(風-1-28)
2 住宅防火対策	(風-1-28)
3 火災予防についての啓発	(風-1-29)
<b>第7節 消防計画</b>	
1 消防体制・施設の強化	(風-1-30)
2 消防職員及び消防団員等の教育訓練	(風-1-31)
3 市町村相互の応援体制	(風-1-31)
4 広域航空消防応援体制	(風-1-32)
5 消防思想の普及	(風-1-32)
6 市の消防計画及びその推進	(風-1-32)
7 消防施設の整備	(風-1-33)

## 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

- 1 避難行動要支援者への対応 (風-1-35)
- 2 要配慮者全般への対応 (風-1-37)
- 3 社会福祉施設等における防災対策 (風-1-38)
- 4 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備 (風-1-39)
- 5 外国人への対応 (風-1-39)

## 第9節 情報連絡体制の整備

- 1 防災情報システム (風-1-41)
- 2 市における災害通信施設の整備 (風-1-41)
- 3 警察における災害通信網の整備 (風-1-42)
- 4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備 (風-1-42)
- 5 東日本電信電話(株)千葉事業部における被害通信施設の整備 (風-1-42)
- 6 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (風-1-43)
- 7 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備 (風-1-43)
- 8 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備 (風-1-43)
- 9 非常通信体制の充実強化 (風-1-43)
- 10 アマチュア無線等の活用 (風-1-44)
- 11 その他通信網の整備 (風-1-44)

## 第10節 備蓄・物流計画

- 1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 (風-1-45)
- 2 災害用備蓄倉庫の整備 (風-1-47)
- 3 備蓄品の管理 (風-1-47)
- 4 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (風-1-47)
- 5 水防用資機材の整備 (風-1-48)

## 第11節 防災施設の整備

- 1 災害対策拠点の整備 (風-1-49)
- 2 消防施設等の整備 (風-1-49)
- 3 河川への消火用水確保施設の整備 (風-1-49)
- 4 指定避難所・指定緊急避難場所の整備 (風-1-49)

## 第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅の抑制 (風-1-52)
- 2 情報連絡体制の整備 (風-1-52)
- 3 帰宅困難者等への情報提供 (風-1-52)
- 4 鉄道事業者の取組み (風-1-53)
- 5 観光客に対する対応 (風-1-53)

## 第13節 防災体制の整備

- 1 市の防災体制の整備 (風-1-54)
- 2 県、市及び防災関係機関の連携の強化 (風-1-54)
- 3 災害対策本部の活動体制 (風-1-54)
- 4 受援体制の整備 (風-1-54)
- 5 広域避難者の受入体制の整備 (風-1-54)
- 6 避難勧告等の発令基準等の整備 (風-1-55)

- |    |                       |          |
|----|-----------------------|----------|
| 7  | 事業者との連携               | (風-1-55) |
| 8  | 非常用電源の設置状況等の収集・整理     | (風-1-55) |
| 9  | 燃料の供給体制の整備            | (風-1-55) |
| 10 | 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 | (風-1-55) |
| 11 | 業務継続計画（BCP）の改定        | (風-1-56) |



## 第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、市の防災対策の推進に合わせて、住民一人ひとりが災害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。

このためには、防災教育を推進するとともに、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災・減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災・減災意識の向上を図る。

また、各地域における自主防災組織の設立や、各事業所の防災体制づくりの促進・充実を図り、災害時に住民、事業所等が円滑かつ的確に活動できるよう、平常時から実践に即した防災訓練を積極的に実施するよう支援を行う。

なお、防災・減災意識の向上施策にあたっては、要配慮者等への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

### 1 防災教育

主な担当	消防防災課、学校教育課
------	-------------

#### (1) 住民への防災教育

市及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体のかかわりのなかで防災教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

教育機関においては、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。なお、防災教育の推進にあたっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行う。

また、地域や自主防災組織、各種団体等に対しては、防災士等を活用した防災教育の支援を行う。

#### (2) 職員への防災教育

災害発生時には、職員の多くが災害対応にあたらなければならないため、災害に関する基本的な知識について、防災関連の計画やマニュアルなどを備え、適切な対応ができるよう訓練等を通じて指導する。

### 2 過去の災害教訓の伝承

主な担当	消防防災課
------	-------

過去に発生した大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開する。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加し、防災・減災意識の向上に努める。

### 3 防災広報の充実

主な担当	全庁
------	----

自助・共助の取組みを強化するため、住民一人ひとりが正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけられるよう、様々な広報媒体を活用し防災広報の充実を図る。

#### (1) 広報すべき内容

防災知識の普及にあたっては、特に市職員及び住民や自主防災組織に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は概ね次のとおりである。

##### ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯で承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (カ) 避難予定場所と経路等
- (キ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ク) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

##### イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報などを逐次公表する。

##### ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

##### エ 勝浦市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づく「勝浦市地域防災計画」の趣旨の公表は、勝浦市防災会議が「勝浦市地域防災計画」を作成し、又は修正したときにその概要について行う。

#### (2) 実施方法

##### ア 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、放送台本等の放送を随時行う。

##### イ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、市内全世帯に配布される「広報かつうら」を通じ

て、防災知識に関する事項を掲載して関心を高める。

ウ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会及び座談会を開催して、防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民、市職員及びその他関係者を対象として実施する。

エ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の高揚を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

オ インターネットの活用

「勝浦市ホームページ」を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道にあたり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うにあたり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

#### 4 自主防災体制の強化

主な担当	消防防災課
------	-------

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図るため「勝浦市防災資機材等交付要綱」及び「勝浦市自主防災組織補助金交付要綱」により、防災備品、備蓄品購入等を支援する。また、市は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進める。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備や点検に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</li> <li>2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</li> <li>3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</li> <li>4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</li> <li>5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）</li> <li>6 要配慮者支援対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</li> <li>7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</li> </ol>
発 災 時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など）</li> <li>2 出火防止、初期消火</li> <li>3 救助・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>4 避難（避難誘導、避難所の運営等）</li> <li>5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</li> </ol>

(2) 地区防災計画の策定

自主防災組織、事業者など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、市防災会議に提案することができる。

(3) 防災リーダーの育成（養成）

市は、自主防災組織等の機能強化を図るため、「勝浦市防災士育成事業補助金交付要綱」により、防災士の資格取得に対する支援を行う。

令和2年に発足した勝浦市防災士会は、当該事業で防災士になったものを中心に組織され、地域における防災教育や災害時における行政との連絡・調整、避難所運営等へ助言を行う。

(4) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、夷隅郡広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、ホテル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防本部は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

ウ 中小企業の事業継続

災害等に対する危険管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発し、取組みの促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会が市と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

(5) ボランティアセンター

勝浦市社会福祉協議会ボランティアセンターは、市内在住者を対象にしたボランティア講座の開設や登録ボランティア（個人・団体）の連絡協議会など、ボランティア活動に関する相談、広報・啓発、情報提供を行う。

5 防災訓練の充実

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合防災訓練や各個別の訓練を、次のとおり実施する。

実施にあたっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるような実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 市の訓練

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市が中心となり、消防機関、住民、自主防災組織、NPO、ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平常時から運営体制を構築し、避難者、住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、災害時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

ア 災害対策本部訓練

職員の非常参集、被害情報の収集、伝達、防災関係機関への連絡等、災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

イ 災害対策本部非常参集訓練

初動体制の早期確立を図るため、職員の非常参集訓練を実施する。

ウ 総合防災訓練

防災関係機関との緊密な連携協力のもとに総合的な防災訓練を実施し、住民及び自主防災組織等の関係団体と一体となり、災害時における消防活動や救助活動、情報受伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化を図る。

エ 各課個別訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、課ごとに訓練を実施する。

オ 図上演習訓練

## 第1章 災害予防計画（第1節 防災意識の向上）

災害時における対応能力の向上を図るため、図上演習訓練を実施する。

### カ 各施設における避難訓練

市内保育所、こども園、小中学校、市庁舎及び市の各施設において、幼児、児童生徒及び施設の利用者等を、災害から迅速かつ円滑に避難させるための避難訓練を実施する。

### キ 教育訓練及び研修会の参加

市及び消防機関は、消防職員、市職員及び消防団員等を消防大学校や県消防学校等において実施される教育訓練及び各種研修会へ積極的に参加させ、災害時における消火活動や救助活動、その他の防災活動に関する能力向上を図る。

### ク 避難所運営訓練

発災時に住民が主体となって運営できるよう、運営者、住民、市職員等の役割分担に基づき、避難所の運営訓練を行う。

## (2) 各関係機関の訓練

防災関係機関の協力によって災害予防の万全を期するため、次に掲げる訓練を単独又は共同して随時実施する。

### ア 図上訓練

### イ 実地訓練

### ウ 通信訓練

### エ 水防訓練

### オ 消防訓練

### カ 災害救助訓練

### キ 水難訓練

### ク 救護訓練

### ケ 災害応急復旧訓練

### コ その他の防災訓練

## (3) 地域・自主防災組織の防災訓練

地域及び自主防災組織は、地域のイベント時や防災の日などに、初期消火訓練、避難訓練、応急手当訓練、非常時焚き出し訓練、要配慮者安否確認・支援及び避難誘導等の訓練を通じて防災知識の充実に努めるとともに、災害に対する地域の防災力の向上を図る。

## (4) 事業所等の防災訓練

危険物取扱事業所等は、市及び消防本部の助言・指導を得て、避難路の確保・誘導、防災機器の整備・操作訓練、従業員のとるべき行動等について防災知識の周知を図るとともに、訓練の実施を通じて、各事業所等における防災体制の強化を図る。

## 第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し、防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

### 1 水害予防計画

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

#### (1) 森林の水源かん養機能等を高める整備

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能を持っている。このため、森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の復旧並びに防止、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めることとしている。保安林整備は、森林法及び地すべり等防止法に基づく治山事業により推進しており、今後も対策を進めていく。

また、地下水かん養機能の低下が一因とされる都市型水害予防のため、市街化地域の地下水かん養機能を高める対策を進める。

#### (2) 溪流・山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命、身体及び財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

#### (3) 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫し、田畑を浸したり、洪水によって流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると大別して二つになる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

##### ア 水害の気象的条件

雨による災害の発生は、総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

##### (ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、河川の急な増水などが多発する。

##### (イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

##### (ウ) 一様な降り方の大雨

## 第1章 災害予防計画（第2節 水害予防対策）

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

### イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

#### (ア) 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農林経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

#### (イ) 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

### ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つになる。

第1は水害直前の対策、第2は水害発生中ないし直後の対策である。なお、具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料（千葉県農林水産部作成）」を参照のこと。

#### (ア) 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムの放流などを行い、洪水の調節に努める。

また、被災物を外に移動することも有効であるが、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害が予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

#### (イ) 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物の除去や、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて株元を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものはとり片付ける、弱っている作物に補強用の肥料をやる、といったことが必要である。また、逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするため、控えるといった注意も必要である。

### エ 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設について事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

<資料3-5 水害危険区域一覧表>

<資料5-4 橋梁一覧表>

#### (4) 河川改修等の治水事業

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや、主として内水排除

施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

ア 河川の整備

時間雨量 50 mm（概ね 10 年に 1 回の降雨）に対して、安全な河川整備を進める。

河川法により、河川管理者は水系ごとに河川整備基本方針を定め、また、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を定めることとなっており、河川整備の推進を図る。

イ 雨水排水の流出抑制

県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきた。さらに、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成 15 年に策定した。市は、同手引きに基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

(5) 浸水想定区域等の作成及び公表

ア 浸水予想区域の調査

市は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 洪水浸水想定区域等の作成及び公表

洪水浸水想定区域は、水防法第 14 条第 1 項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものであったが、平成 27 年の水防法の改定により対象降雨が「計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨」へ変更となり、県管理の一・二級河川、湖沼等は、降雨の規模を想定最大規模降雨とし、水位周知河川及びその支川については浸水想定区域図を令和 2 年 5 月までに作成・公表されたところであり、その他の河川についても氾濫推定図を作成・公表し、順次拡充に努めるものとする。

(イ) 浸水想定区域等に基づいた洪水ハザードマップ作成

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水想定区域図等に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として市が作成、公表して地域住民への周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

県は、洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水想定区域図等については市に対して、情報提供するとともに、インターネット等を通じて浸水想定区域図等の積極的公表に努める。その際、水位周知河川における河川等の近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示している。

(ウ) 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

市は水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内に工場等、又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「要配慮者利用施設」という。）で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、水防法第 15 条の 3 に基づき、第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は当該施設の利

用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、報告しなければならない。

(6) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」によりパトロールの実施徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときには、県の「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。

<資料3-6 道路の路肩決壊・法面崩落による危険箇所一覧表>

<資料3-7 道路の冠水による危険箇所一覧表>

(7) 気象（降水量）河川流量等の観測

ア 雨量観測所

千葉県水防テレメーター雨量観測所は、県庁局ほか99か所に設置しており、勝浦市内に大森観測所が設置されている。

大森観測所……勝浦市赤羽根字山の神国有林12ハ小班

イ 水位観測所

千葉県水防テレメーター水位観測所は矢作局ほか108か所に設置しており、勝浦市内には杉戸観測所が設置されている。

杉戸観測所……勝浦市杉戸字深水1243-6

ウ 気象台関係の観測（風水害等編第2章第2節3「気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備」による）

エ 部外観測所

東日本旅客鉄道(株)千葉支社が、部外観測所として勝浦駅（勝浦市墨名281番地）に転倒マス型雨量計を設置している。

(8) 電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

イ 防災施設の現況

(ア) 送電設備

高潮対策に準じる。

(イ) 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(ロ) 配電設備

高潮対策に準じる。

(エ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

ウ 防災事業計画

全般計画、実施計画とも、上記イに準じ実施するよう努める。

(9) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講じるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

2 高潮予防計画

主な担当	消防防災課、農林水産課
------	-------------

(1) 海岸高潮対策

本市の海岸線総延長は25.7kmであるが、清澄山系よりつながる山裾は、太平洋に突出して入江をつくっているため波浪による侵食がはげしく、したがって高潮、津波を受ける環境にあるので、今後、防災関係機関の指導と協力を得ながら海岸の防災や保全対策を進めていくものとする。

(2) 海岸侵食対策

国土交通省、農林水産省により、侵食対策事業が進められている。

(3) 避難港

市内港湾において、興津港は避難港の指定を受けている。

(4) 保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）

森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林改良緊急工事）を実施する。

なお、実施にあたっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれの持つ防災機能効果の促進を期する。

(5) 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次のとおりである。

ア 海岸保全区域

市域における国土交通省所管海岸保全区域及び国土交通省所管の海岸は、興津港海岸である。

イ 高潮等により被害を受ける危険のある区域

国土交通省所管海岸及び農林水産省所管海岸の危険区域は、勝浦漁港海岸及び鵜原漁港海岸である。

(6) 電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

(ア) 送電設備 A. P + 4.7m

(イ) 変電設備 A. P + 4.7m

(ウ) 配電設備 A. P + 4.0m

イ 防災施設の現況

(ア) 送変電設備

最高潮位 A. P + 5.0m を目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

(イ) 配電設備

A. P + 4.0m 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

ウ 防災事業計画

(ア) 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

(イ) 変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむを得ない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。合わせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

(ウ) 配電設備

A. P + 4.0m 以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

(エ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(7) 勝浦市防災行政無線災害予防対策

水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

(8) 高潮浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。

市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。

3 ダム・ため池災害対策

主な担当	農林水産課
------	-------

(1) 勝浦ダムについては、勝浦市土地改良区勝浦ダム管理規定に基づきダム管理責任者と連携

と連携して、必要な警報伝達等を行う。

(2) ため池等災害対策

老朽化、降雨等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

## 第3節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

市、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

### 1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限を行うこと等を趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続きを推進する。

#### (1) 土砂災害警戒区域等の公表

県は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等を市のホームページで公表する。さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 基礎調査の推進

県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

市は、県が行う基礎調査に協力する。

#### (3) 土砂災害警戒区域等の指定

「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、土砂災害防止法に基づく基礎調査を踏まえ、県により指定される。

##### ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものである。

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物の損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものである。

(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 土砂災害から住民等の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物が構造的に安全であることについて確認を行う。

ウ 土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地分譲や、要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 土砂災害特別警戒区域内において、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対して、移転等の勧告をすることができる。

また、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講じるように努める。

オ ハザードマップの作成

カ 避難訓練

<資料3-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表>

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

(1) 土砂災害に関する情報の収集

市及び県は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等による大雨が予測される時は、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

ア 市は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

イ 市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を

参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。

特に避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市に対して避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平常時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ 市は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

<資料3-9 要配慮者施設一覧表>

エ 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。なお、市は、気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

オ 市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

カ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

3 防災知識の普及啓発

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

(1) 土砂災害に関する知識、防災意識の向上

市及び県は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、住民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する。

(2) 土砂災害警戒区域の周知及び普及啓発

県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれのある箇所の基礎調査結果を公表する。

また、市は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

4 市土保全事業の推進

主な担当	都市建設課、農林水産課
------	-------------

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するものである。その防止については、科学的調査により地形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、土砂災害の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定促進

県が指定した土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に要配慮者関連施設や避難所、避難経路に係る危険箇所及びがけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

市は、急傾斜地崩壊危険箇所などの崩壊危険地のうち、危険度が高く急傾斜地の指定に適合するものについて、県と協議の上、地域住民の協力を得て「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続きを行う。また、この指定区域に含まれない危険箇所についても、当該箇所及び周辺の状態に応じ、区域指定の促進を県に働きかける。

<資料3-2 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表>

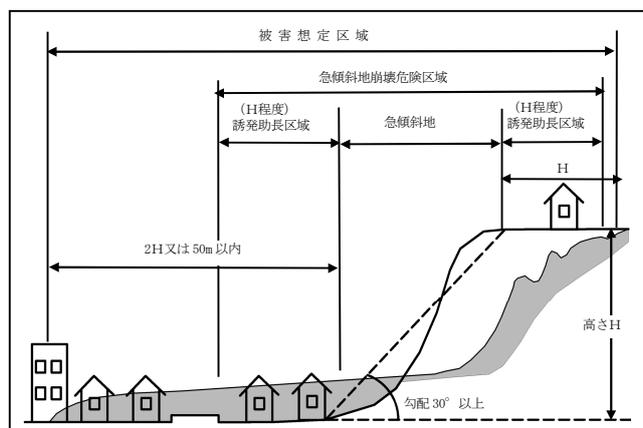
「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危険が生じるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生じるおそれがあるもの

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。



また、急傾斜地崩壊危険区域内の居室を有する建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

#### ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、市が行う防止工事に対し県費助成を行い、災害の未然防止に努めるものとする。

#### エ 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

### (2) 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

これらの渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため、県に対して砂防指定の促進を働きかけるとともに、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事の実施を働きかけていく。

<資料3-4 土石流危険渓流一覧表>

### (3) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

これら危険地区については、降雨等による崩壊の可能性が高く、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、予防対策を必要とする箇所から計画的に治山事業を実施する。

<資料3-3 山地災害危険地区一覧表>

### (4) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、県は、大規模盛土造成地の安全性の把握及び耐震化を実施できるように市に対し技術支援を行う。

#### ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業等の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

(7) 災害危険区域（建築基準法第39条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(4) 宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の保護措置を講じる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講じる。

(5) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

(6) ダム・ため池等災害対策

降雨、地震等により、災害の発生するおそれのある農業用ダム・ため池については、管理者と連携して計画的に対策を行うものとする。

5 孤立集落対策

主な担当	消防防災課、農林水産課、都市建設課
------	-------------------

孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

## 第4節 風害予防対策

台風や冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。また、農作物等の風害を防止又は軽減し、合わせて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

主な担当	消防防災課
------	-------

市及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

#### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>
雷注意報	<p>積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。</p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>

竜巻発生確度ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測される。</p> <p>平常時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>
--------------	--

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るために、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策

主な担当	農林水産課
------	-------

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 風害の恒久的対策

ア 多目的防災網の設置

多目的防災網は、風だけでなく、降ひょう、害虫、鳥など多目的な効果が得られる。強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

イ 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、また、できるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、

スギ、ヒノキのほか、カシ類、シイ類、ヤブツバキ、マサキなどがある。

(ア) 設置場所

通年的に平地では北方（冬期の季節風）や南西又は南東方に（暴風雨、台風対策のため）、傾斜地では山背風の流入を防ぐために設置するが、両側面に設置すればより効果的である。

(イ) 幅員及び樹高

通常 20～30m幅が望ましい。樹高は一般に高い方が防風効果も高い。

(ウ) 樹種と選定条件

防風林用の樹種としては、その土地に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性があるほか、耐寒性等の伴う樹種が望ましい。

最適＝スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、クロマツ、アカマツ

適＝クス、タブ、ツバキ、クヌギ、シイ類、サンゴジュ

防風林の防風効果

防風林からの距離	10倍	15倍	20倍	25倍	30倍
密閉度 約 30%	75	85	90	95	100
50	25	50	60	75	100
100	65	80	85	95	100

防風林からの距離は樹高倍数、表中の数字は防風林からの距離が30倍の地点における値に対する比である。

防風林の効果範囲

種類	効果範囲	備考
国有保安林	13倍～15倍	樹高12m、林の幅72m、クロマツ14
耕地防風林	10倍	樹高4m、2列植 14
耕地防風林	20倍	樹高7m、3列植 14
うつぎ防風林	20倍	樹高1.8m 15
ヤチダモ・ヤナギの植列	12倍～15倍	樹高4m 15
カラマツ防風林	20倍以上	樹高約9m 15

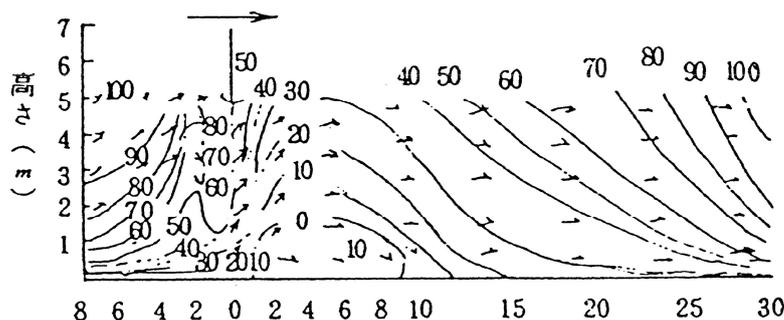
表中の数字は樹高倍数

ウ 防風垣及び防風ネットの設置

(ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上がりを防ぐため、栽植距離やその他管理に万全を尽くすこと。



防風垣による風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）

### 3 電力施設風害防止対策

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分に考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

### 4 通信施設風害防止対策

主な担当	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
------	------------------------------

#### (1) 強風対策

##### ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

##### イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

##### ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

##### エ 予防保全等のための連携

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、平常時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

#### (2) 塩害対策

本市は、塩害を被りやすい地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は塩害防止対策を施している。

### 5 水道施設の風害による停電対策

主な担当	水道課
------	-----

台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

#### (1) 非常用発電設備の整備

水道事業者は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。

整備にあたっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業者間を含めた連絡管の整備について検討する。

(2) 非常用発電設備の燃料の確保

平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、水道事業体においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。

燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

6 共同溝・電線共同溝等の整備

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

災害時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝等の整備を検討する。

- (1) 共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。
- (2) 電線共同溝等については、災害時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上等、電線類の無電柱化を図るため整備に努める。

## 第5節 雪害予防対策

本市は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

### 1 道路雪害防止対策

主な担当	都市建設課
------	-------

#### (1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に対策を講じる。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

#### (2) 除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

##### ア 除雪作業

土木事務所等の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、隣接する土木事務所等や他道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

##### イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される場合は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

##### ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

### 2 農作物等の雪害防止対策

主な担当	農林水産課
------	-------

農作物が雪害を被る場合は様々であり、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの5つに大別することができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生じる冷水害などがあげられる。

(1) 野菜について

ア 事前対策

- (ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、なかでも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。
- (イ) ビニールハウスは、積雪 20 cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具の設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。
- (イ) 露地野菜も降雪による凍害を受けやすいので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

ア 事前対策

- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林・防風網の設置及び整備を行うこと。

イ 事後対策

- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、くん灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋まった幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって冷害を受けるので注意する。
- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こりやすいので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。  
特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は 20 cm を超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) 暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して、加温調整を行う。
- (エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、日覆をして直射光線による害から守り、融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- (イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、合わせて、湿害から守る。

### 3 電力施設雪害防止対策

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、送電設備、配電設備とも、電線への難着雪対策等必要な措置を講じる。

### 4 通信施設雪害防止対策

主な担当	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
------	------------------------------

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

## 第6節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第5編大規模火災等編に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

### 1 火災予防に係る立入検査

主な担当	消防本部
------	------

3月1日から7日間の春季及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下「条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) コンロ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 公衆集会所での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物・指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

### 2 住宅防火対策

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、関係団体等と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進するとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、防災関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

### 3 火災予防についての啓発

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

#### (1) 火災予防運動

毎年3月1日から3月7日を春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までを秋季火災予防運動期間とし、火災予防思想の普及のため市内全域で次のような啓発活動を実施する。

ア 防災行政無線、広報誌、消防団による啓発

イ 消防団による消防演習の実施

- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、保育所、病院等の消火・避難訓練

## 第7節 消防計画

大規模災害や特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

### 1 消防体制・施設の強化

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

#### (1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を最大限有効に活用するために、訓練等の徹底に努め、体制を図るとともに、消防力の増強を図る。

また、県は大規模災害の発生に対処するために、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため、財政支援を行う。

#### (2) 消防団員の充実・強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

##### ア 活動基準の整備

火災の被害予想に対応し、作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、団員の教育訓練、発災時の活動要領の習熟を図る。

##### イ 参集体制の整備

団員の個人装備を充実し、参集体制の確保を図り、家族の安全対策の指導を強化する。

##### ウ 地域総合消防体制の育成

事業所及び住民の自主防災体制との連携を図り、地域配備消火施設等による総合的な消火体制を育成する。

また、消防本部、消防団間の連絡を密にして活動体制を整備し、消防力の強化を図る。

##### エ 消防団員の住民指導能力の向上

法制上の公的機関としての認識の向上を図り、地域における指導的位置の確認、活動任務の明確化を図る。

(ア) 市が行う総合防災訓練に際しては、各分団詰所等を拠点とし、住民に対し地域に密着した訓練を行い、連携度の向上を図る。

(イ) 団本部教養訓練年度計画の立案に際しては、総合訓練、幹部訓練のなかに住民に対する防災指導の強化をとり入れる等、指導力の向上を図る。

##### オ 消防団員確保のための市の留意すべき事項

市は、消防団員の確保にあたっては、次に掲げる事項について配慮する。

(ア) 消防団に関する住民意識の高揚

(イ) 処遇の改善

(ウ) 消防団の施設・装備の改善

(エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

(オ) 機能別団員・分団の採用の推進

## 2 消防職員及び消防団員等の教育訓練

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

消防職員及び消防団員等は、県消防学校等において消防に係る知識・技能の習得及び向上のため、教育訓練を受ける。

### (1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

### (2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

#### ア 消防職員

(ア) 初任教育

(イ) 専科教育

(ウ) 幹部教育

(エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為追加講習、水難救助科、高度救助科）

#### イ 消防団員

(ア) 基礎教育（新任科）

(イ) 専科教育（警防科）

(ウ) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

(エ) 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

#### ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

#### エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

## 3 市町村相互の応援体制

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているため、運営の推進を図るとともに、市においては、他市町村との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

#### 4 広域航空消防応援体制

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び市の事前計画に基づき、消防本部を通じて要請し、当該応援が迅速かつ円滑に実施されるよう的確な対応を図る。

#### 5 消防思想の普及

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (3) 消防大会、操法大会に参加して、消防団員等の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 下記関係機関と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。
  - ア (公財)千葉県消防協会
  - イ (一社)千葉県危険物安全協会連合会
  - ウ 千葉県少年婦人防火委員会
  - エ (一社)千葉県消防設備協会
  - オ 消防本部
  - カ 勝浦消防署

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

#### 6 市の消防計画及びその推進

主な担当	消防防災課、総務課、消防本部
------	----------------

- 特に次の項目について推進を図る。
- (1) 消防組織の整備強化
 

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
  - (2) 消防施設整備計画
  - (3) 火災等の予警報計画
  - (4) 消防職員及び消防団員等招集計画
  - (5) 出動計画
  - (6) 応援部隊受入誘導計画
  - (7) 特殊地域の消防計画
    - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
      - (ア) 密集地域の計画
      - (イ) 重要文化財の計画
      - (ウ) バラック建物等の地域の計画

- (エ) 重要建物、施設の計画
- (オ) 高層建物の計画
- (カ) 地下構造物及び施設の計画
- (キ) その他
- イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
- ウ 港湾等沿岸地域の計画
- エ 急傾斜地域の計画
- オ その他
- (8) 異常時の消防計画
  - ア 強風時の計画
  - イ 乾燥時の計画
  - ウ 飛火警戒の計画
  - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
  - ア 林野火災の計画
  - イ 車両火災の計画
  - ウ 船舶火災の計画
  - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
  - ア 機械器具操法訓練
  - イ 機関運用及び放水演習
  - ウ 自動車操縦訓練
  - エ 非常招集訓練
  - オ 飛火警戒訓練
  - カ 通信連絡訓練
  - キ 破壊消防訓練
  - ク 林野火災防ぎょ訓練
  - ケ 車両火災防ぎょ訓練
  - コ 船舶火災防ぎょ訓練
  - サ 航空機火災防ぎょ訓練
  - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
  - ス 災害応急対策訓練
  - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
  - ア 防火思想普及計画
  - イ 予防査察計画

## 7 消防施設の整備

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

市内消防施設の強化を図る。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

(2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に努める。

イ 消防施設・設備の整備

地域における消防力強化を図るために、消防施設・設備の整備に努める。

ウ 消防ポンプ自動車

国の示す「消防力の整備指針」に応じて年次計画に基づき整備する。

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車については経年等を勘案し順次更新する。

市の財政状況その他必要に応じ、消防防災施設強化事業補助金（県費）及び緊急防災・減災事業債等により整備促進する。

エ 消防水利

国の示す「消防水利の基準」を満たすため、不足分について年次計画に基づき整備する。

市の財政状況その他必要に応じ、国及び県の助成により整備を促進する。

オ その他の消防設備

市の実情に応じ、整備する。

## 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、市及び県は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

### 1 避難行動要支援者への対応

主な担当	消防防災課、福祉課
------	-----------

市は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市の取組みを支援する。

#### (1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定める。

その上で、地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成等

##### ア 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

(ア) 日常業務のなかで、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかとりまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している福祉課、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握しておく必要がある。

(ロ) 所在把握には、区など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(ハ) 県は、市から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市への情報提供に努める。

##### イ 避難行動要支援者名簿の作成

把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲

## 第1章 災害予防計画（第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備）

- a 75歳以上で一人暮らしの者、75歳以上のみの世帯の者
  - b 介護保険要介護認定者(要介護3以上)
  - c 身体障害者(身体障害者手帳1～3級の者及び身体障害者手帳4～6級の者のうち視覚・聴覚に障害があるもので単身者又は同一障害者のみの世帯の者)
  - d 知的障害者(療育手帳A判定)
  - e 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)
  - f 常時特別の医療等を必要とする在宅療養者
  - g 難病患者
  - h その他
- (イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項
- a 氏名
  - b 生年月日
  - c 性別
  - d 住所又は居所
  - e 電話番号その他の連絡先
  - f 避難支援等を必要とする事由
  - g その他、避難支援等の実施に必要な事項
- ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ
- 災害時に避難行動要支援者名簿データが使用不能となることのないよう、データのバックアップを複数の手段により行うとともに、紙媒体による保管も行うものとする。
- エ 情報の適正管理
- 避難行動要支援者名簿の管理にあたっては「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省 令和2年12月）に基づき適正に管理する。
- オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
- 避難行動要支援者の同意を得た上で、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、社会福祉協議会、消防団、区や自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。
- また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講じる。
- カ 名簿の更新と情報の共有
- (ア) 避難行動要支援者名簿の更新
- 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- (イ) 避難行動要支援者情報の共有
- 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。
- また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。
- キ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- ク 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載する。

## 2 要配慮者全般への対応

主な担当	消防防災課、福祉課、高齢者支援課
------	------------------

### (1) 支援体制の整備

- ア 自主防災組織及び社会福祉施設等と、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。
- イ 消防団及び自主防災組織等との協働により、防災活動だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて、人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに配慮する。
- ウ 自主防災組織等との協働により、病院、福祉サービス提供施設、近隣ビルの高所等の一時的な避難場所の活用等を検討し、要配慮者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を図る。
- エ 地域における支援体制整備にあたっては、女性の意見を取り入れ、救助体制のなかに女性を位置づけることを検討する。

### (2) 避難勧告等の情報伝達

避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、緊急速報メール（エリアメール）を活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難勧告等の周知を図る。

### (3) 防災設備等の整備

一人暮らしの高齢者や障害者、寝たきり高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、の登録促進に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用火災警報器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

### (4) 避難施設等の整備及び周知

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、市及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

要配慮者及びその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや、夷隅健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

市及び県は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

### 3 社会福祉施設等における防災対策

主な担当	福祉課、高齢者支援課
------	------------

社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設管理者等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等に必要の非常用自家発電機等の防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を作成する。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者等が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した危機的状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

#### 4 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

主な担当	消防防災課、福祉課、高齢者支援課、学校教育課、市民課
------	----------------------------

要配慮者利用施設の防災面での立地条件を把握するとともに、災害の危険性のある対象施設に対しては、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。

対象施設の管理者等は「土砂災害防止法」、「水防法」、「津波防災地域づくり法」に定める必要な措置を講じなければならない。

##### (1) 避難確保計画の作成

次の掲げる要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難計画を作成し、もしくは変更した場合は、遅延なく市長に報告しなければならない。

市は、対象施設の管理者に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施について、必要な指示を行う。

##### ア 対象施設

避難確保計画の策定の対象となる要配慮者施設の一覧は資料編に掲げる。その対象となる施設の立地条件は次のとおりである。

##### (ア) 土砂災害のおそれがある要配慮者利用施設

土砂災害防止法に基づく「土砂災害（特別）警戒区域」内にあつて、急傾斜地の崩落等が発生するおそれのある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

##### (イ) 洪水及び高潮のおそれのある要配慮者利用施設

水防法に基づく「洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域」内にあつて、その利用者の洪水及び高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

##### (ウ) 津波のおそれがある要配慮者利用施設

津波防災地域づくり法に基づく「津波災害警戒区域」内にあつて、その利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

<資料3-9 要配慮者施設一覧表>

#### 5 外国人への対応

主な担当	消防防災課、福祉課
------	-----------

##### (1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人への対応

市は県と連携して、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平常時から派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

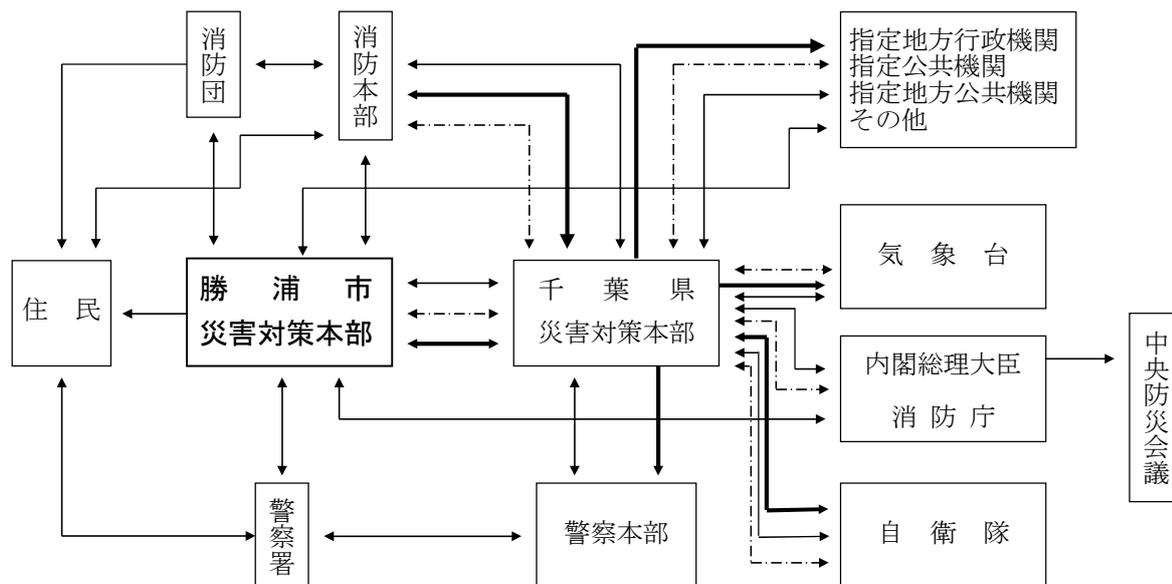
また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

## 第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、災害発生時における情報伝達を迅速かつ円滑に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

### 通信連絡系統



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	—	千葉県防災 行政無線等	----
---------------------	---	------------	---	----------------	------

### 1 防災情報システム

主な担当	消防防災課
------	-------

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報や措置情報の収集・処置の迅速化及び共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を防災関係機関や住民に提供し、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災ポータルサイト」を整備運用している。市は、同システムを有効活用し、防災情報の迅速かつ的確な収集・伝達・処理を図る。

### 2 市における災害通信施設の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

## 第1章 災害予防計画（第9節 情報連絡体制の整備）

大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充を図る。

### (1) 市防災行政無線網の整備

市防災行政無線網を昭和60年度から昭和63年度まで4か年継続事業によりその整備を完了し、平成10年度に更新したところである。

今後既存設備は、計画的な設備のデジタル化更新を行うとともに、災害時における情報伝達がより迅速かつ確実にできるための情報伝達体制の充実、強化を図っていく。

### (2) 防災アプリの利活用

防災行政無線による情報の伝達には、戸外の騒音、密閉遮音式家屋の増加、各住宅内の雑音、風の方向等により情報の内容が十分に伝達されないことがある。

この短所をカバーし、住民に情報が正確に伝達されるよう平成30年度に導入した防災アプリ「かつうらメイト」の利活用を推奨している。

### (3) 県防災行政無線

地上系通信回線として、県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

衛星系通信回線として、県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

### (4) その他の通信手段

衛星携帯電話、IP無線機、デジタル簡易無線、Lアラート（災害情報共有システム）等による災害時の通信手段の確保に努める。

## 3 警察における災害通信網の整備

主な担当	警察
------	----

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮し、千葉県警察本部によりその整備が進められている。

知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長が、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できることから、非常時の活用について検討を行う。

## 4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

## 5 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

主な担当	東日本電信電話(株)
------	------------

## 第1章 災害予防計画（第9節 情報連絡体制の整備）

東日本電信電話(株)千葉事業部では、市内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

### 6 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

主な担当	(株)NTTドコモ
------	-----------

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信の確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

### 7 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備

主な担当	KDDI(株)
------	---------

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、通信設備の分散化や伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要な設備については、予備電源を設置している。

### 8 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備

主な担当	ソフトバンク(株)
------	-----------

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平常時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

### 9 非常通信体制の充実強化

主な担当	消防防災課
------	-------

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

## 10 アマチュア無線等の活用

主な担当	消防防災課
------	-------

アマチュア無線等による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として期待できる。そのため、市は、アマチュア無線等による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてもアマチュア無線等の円滑な活用が図ることができるよう平常時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

## 11 その他通信網の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

インターネット、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における通信手段の代替性の確保及び多様な通信連絡網の整備充実を推進する。

## 第10節 備蓄・物流計画

住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。」「自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方にに基づき、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかける。また、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して迅速かつ円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達・物流に係る体制の整備を図る。

合わせて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するため、必要な資機材・物資等の計画的な備蓄・整備を図る。

### 1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課、福祉課
------	---------------

#### (1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等に対し、最低3日推奨1週間分の食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄の推進を働きかけ、家庭や事業所等における備蓄意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材の整備を促進する。

#### (2) 市における備蓄・調達体制の整備

自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、様々な事態に的確に対応できるよう、防災備蓄センターを中核として計画的な備蓄を行うとともに、調達体制の整備を進めていく。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保及び物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

#### (3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

帰宅困難者などを一定期間受入れるため、一次滞在施設を指定するとともに、受入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

#### (4) 市の備蓄目標

市における備蓄目標は、風水害で想定される避難者よりも、地震・津波で想定される避難者の方が多いことから、地震・津波編 第1章 第10節「備蓄・物流計画」に準じるものとする。

また、風水害は地震や津波とは異なり、一定の予測が可能なことから、避難者は毛布やマット、食料、飲料水は可能な限り持参することとし、公的備蓄は、避難所運営が長期化する場合にのみ使用するものとする。

市の備蓄目標

備蓄割合	市備蓄 50% 住民持参 30% その他（県・協定先など） 20% = 100%
食料	避難者：7,308人×2食/日×3日分=43,848食 帰宅困難者：2,866人×2食/日×1日分=5,732食 避難者用 43,848食+帰宅困難者用 5,732食≒約 50,000食（必要備蓄量） 約 50,000食×50%=25,000食（市の備蓄量）
飲料水	避難者：7,308人×2ℓ/日×3日分=43,848ℓ 帰宅困難者：2,866人×2ℓ/日×1日分=5,732ℓ 避難者用 43,848ℓ+帰宅困難者用 5,732ℓ≒約 50,000ℓ（必要備蓄量） 約 50,000ℓ×50%=25,000ℓ（市の備蓄量）

(5) 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県からの物資は県が手配して市に届けることが前提となっているが、県の輸送が滞っている場合、市は、直接県物資の輸送にあたる。

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。

市では、大量な物資の受入れや仕分けができる施設に限りがあることから、物資を受入れる拠点を一次集積拠点、物資の仕分けや避難所への輸送を行う拠点を地域集積拠点と定め、避難所等には最寄りの地域集積拠点から輸送することとする。

一次集積拠点は、津波の影響が及ばないかつ市内各地域へのアクセスがよい場所を選定し、支援物資等の受入れを一括して行う。その際、物資の受入先や輸送先、数量を記録するとともに各地域集積拠点へ配分を行う。

地域集積拠点では、一次集積拠点から輸送された物資の仕分けを行い、各避難所のニーズに合わせて詳細な配分を行う。その際、配分した物資の数量を記録するとともに、物資の状態や使い方などを確認し、必要に応じて避難所に派遣されている職員や避難者に注意事項等を説明する。

一次集積拠点	総野地区	防災備蓄センター
地域集積拠点	勝浦地区	勝浦中学校
	興津地区	元興津中学校（興津集会所）
	上野地区	上野集会所
	総野地区	総野集会所

また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するにあたっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者

の管理する物流倉庫も検討する。

## 2 災害用備蓄倉庫の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

災害応急活動を円滑に実施するため、防災備蓄センターを中核として備蓄倉庫を配備するほか、各指定避難所に災害用資機材・物資を備蓄するための倉庫機能の整備を推進する。

また、防災備蓄センターは、大規模災害時においても輸送路の確保ができ、かつ、支援物資の受入拠点の機能を有するよう整備に努める。

備蓄供給体制の整備方針は、次のとおりである。

- (1) 大規模な災害に備え、必要備蓄量の算定、拠点備蓄と流通備蓄の利点等を調査し、備蓄にあたっての基本的な指針を策定する。
- (2) 防災備蓄センターを中核として各指定避難所の近傍に防災備蓄倉庫を設置し、効果的な供給体制の整備を進める。
- (3) スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者の在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。

## 3 備蓄品の管理

主な担当	消防防災課
------	-------

### (1) 備蓄品の記録

備蓄の数量、備蓄場所等については「勝浦市備蓄品台帳」及び内閣府が整備した「物資調達・輸送調整等支援システム」により行う。備蓄の数量、備蓄場所に変更があった場合は台帳やシステムを更新し適正に管理するよう努める。

また、備蓄品を使用した場合は、台帳やシステムを更新する必要があるため、使用した備蓄品の名称、数量、使用目的、使用場所等を消防防災課に報告しなければならない。

### (2) 備蓄品の処分

消費期限のある備蓄物資については、消費期限が残り1年になった時点より、防災行事等で参加者に配布するなど防災教育に活用し、廃棄処分することがないよう努める。

また、消費期限切れや経年劣化により使用できなくなった備蓄物資については、処分するものとする。

## 4 医薬品及び応急医療資機材等の整備

主な担当	市民課
------	-----

### (1) 災害用医薬品等の備蓄

県と連携し、災害発生時の医薬品等の供給を円滑に行うために、災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対応できる体制の整備に努める。

### (2) 応急医療資機材の備蓄

県と連携し、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るために、医療救護活動

に必要な応急医療資機材の整備に努める。

## 5 水防用資機材の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防本部、消防団
------	----------------------------

水防計画に基づき、水防活動に必要となる資機材の水防用倉庫等への整備・備蓄を推進する。

## 第11節 防災施設の整備

### 1 災害対策拠点の整備

主な担当	消防防災課、総務課、市民課、税務課、水道課、生涯学習課
------	-----------------------------

災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実を図るとともに、市庁舎が被災した場合を想定した災害対策拠点の代替施設を検討し、災害時においても、安全かつ確実に災害対策業務を実施できるよう施設及び設備の整備を推進する。

整備にあたっては、市庁舎の各種整備等における防災対策に係る施設改修等をはじめ、情報通信機器の機能確保及び多様化、停電時に使用可能な非常用電源や燃料、給排水機能の確保、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄等に留意する。また、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、これらのデータを喪失しないようなバックアップ体制についても、合わせて整備を図る。

### 2 消防施設等の整備

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

消防力の現況を調査、把握するとともに、県が行っている「消防防災施設強化事業補助金」等の補助金を活用して、市域の消防施設・設備の整備を推進し、消防力の充実・強化を図る。

### 3 河川への消火用水確保施設の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、消防本部
------	------------------

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能をあわせ持っている。

このため、調整池等の利活用等を含め、河川等の改修・改良時には取水ピット及び揚水場所の整備に努める。

### 4 指定避難所・指定緊急避難場所の整備

主な担当	消防防災課、福祉課、水道課、学校教育課、生涯学習課
------	---------------------------

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別し災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）により避難所等の整備を行う。

#### (1) 指定緊急避難場所の指定等

##### ア 指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、あらかじめ施設管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、風水害に伴う土砂災害、洪水及び高潮に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

市は、指定緊急避難場所を指定又はとり消したときには、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

市及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定又はとり消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

- (ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるため必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮

がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

(ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(コ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

(ク) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(シ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組みを進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。

(3) 避難路の整備

避難場所に安全に避難できるよう避難路の整備を進めるとともに、住民及び自主防災組織等と協働し避難路の安全点検及び保全を行う。

また、避難誘導標識等の設置を行い、住民等の迅速・的確な避難誘導に努める。

(4) ヘリコプター臨時離発着場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、臨時離発着場の確保に努める。

臨時離発着場を確保する際、特に混雑が予想される避難所等においては、避難者の安全性等を十分に考慮する必要があることから、避難場所と臨時離発着場を区別するなど、所要の措置を講じる。

また、関係機関等の支援を円滑に受け入れられるよう、各防災拠点等との輸送・搬送経路についても整備に努める。

<資料2-1 指定避難所一覧表>

<資料2-2 指定緊急避難場所一覧表>

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

## 第12節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

### 1 一斉帰宅の抑制

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が continuing している場合は、移動行動そのものが困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組みを実施していく。

### 2 情報連絡体制の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が continuing している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、市が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会の活用を通じ、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

### 3 帰宅困難者等への情報提供

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動をとるためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市及び県は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、緊急速報メール（エリアメール）、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

#### 4 鉄道事業者の取組み

主な担当	東日本旅客鉄道(株)
------	------------

鉄道事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

#### 5 観光客に対する対応

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、都市建設課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------------

##### (1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

通常期の居住人口より多くの来訪者がある場合において、観光客の避難対策、帰宅困難者対策など災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努める。

- ア 市及び観光協会、観光客宿泊施設管理者などによる広報の充実
- イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の明確化
- ウ 観光客宿泊施設を含めた防災訓練・防災教育

##### (2) 避難所等における対応

海水浴客や観光客等場合によっては受入れ可能数を超える避難者が避難所を利用する可能性もあることから、避難所等の運営方法や備蓄提供のあり方について検討する。

また、多くの帰宅困難者が発生すると予想されるときは道路情報などの情報提供手段と広報のあり方を確立し、早期に帰宅困難な状況が解消されるようなシステムを構築する。

なお、観光客等の中に要配慮者が含まれる場合の対応は、本編第2章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に準じる。

## 第13節 防災体制の整備

### 1 市の防災体制の整備

主な担当	全庁
------	----

市はプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに日頃から、国、県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

### 2 県、市及び防災関係機関の連携の強化

主な担当	全庁
------	----

県、市及び防災関係機関は、日頃から、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

### 3 災害対策本部の活動体制

主な担当	全庁
------	----

大規模災害に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備するため、災害対策本部の活動体制を整備する。また、災害対策本部設置訓練や図上訓練を通じて、災害対策本部活動の習熟に努めるとともに、訓練の結果を検証し、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

### 4 受援体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

災害時において、国、県、他市町村、自衛隊、その他の防災関係機関及び民間ボランティア等の応援を迅速かつ円滑に受けられるよう、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネート、受援先の指定、受援に関する連絡・要請手順、災害対策本部との役割分担、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について定めた「受援計画」の作成に努める。

### 5 広域避難者の受入体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課、福祉課
------	---------------

広域避難者の受入れ等について、県等からの要請に対し迅速に対応できるよう体制の整備に努める。

## 6 避難勧告等の発令基準等の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

人命の安全の確保を最重点とする地震・津波災害対策に万全を期すため、過去の災害の記録等に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月）により、避難勧告等の発令基準等を設定した「勝浦市避難勧告等判断マニュアル」を作成した。今後、国の基準等の見直しに伴い、マニュアルの修正を行う。

## 7 事業者との連携

主な担当	消防防災課
------	-------

円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県で構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。

## 8 非常用電源の設置状況等の収集・整理

主な担当	消防防災課
------	-------

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

## 9 燃料の供給体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

市及び県は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

## 10 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

主な担当	消防防災課、企画課
------	-----------

市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

## 11 業務継続計画（BCP）の改定

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

大規模地震等が発生した場合においても、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、業務継続計画（BCP）について、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

なお、業務継続計画には、特に以下の主要6要素について定めるものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料品等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理